

令和6年3月29日

千葉県報第13926号別冊

## 包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員



## 目 次

- 1 平成28年度分  
(監査テーマ)  
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 2 令和3年度分  
(監査テーマ)  
県土整備事業に関する財務事務の執行について・・・・・・・・・・ 2
  
- 3 令和4年度分  
(監査テーマ)  
ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について（特定部局におけるリスクの高い特定の行政分野・事務の執行にICTが効果的に組み込まれ、活用され、適時適切に改造されているかという状況の検証を含む。）・・・・・・・・・・ 3

◎「区分」欄の記載について

包括外部監査対象団体の長（知事）等は、地方自治法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として「措置」を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされている。

また、包括外部監査人は、同法第252条の38第2項の規定により、包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて「意見」を提出することができることとされている。

包括外部監査対象団体の長等は、監査の結果（「指摘」）に対して「措置」を講じた場合及び監査結果報告に添えられた「意見」に対して対応した場合、それぞれ「措置済み」、「対応済み」、対応を引き続き検討する場合は「継続」と整理し、監査委員に通知している。

- ・ 「措置済み」とは、包括外部監査で指摘された事項（「指摘」）のうち、下記のいずれかの措置・意思決定を行ったものである。
  - 1 監査結果に基づき、何らかの措置を実際に講じたもの
  - 2 監査結果に基づき、何らかの措置を講じる具体的方針、計画等を決定したもの（具体的とは、措置の内容、スケジュール等が明確であるもの）
  - 3 指摘内容どおりに対応できないものとして、その理由や検討結果等を明らかにしたもの
- ・ 「対応済み」とは、包括外部監査結果に添えられた意見（「意見」）について、上記のいずれかの対応・意思決定を行ったものである。
- ・ 「継続」とは、「指摘」に対する措置、「意見」に対する対応を引き続き検討することを前提に、現在の状況等を記載したものである。

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
1	第2款 交通事故賠償金	<p>債務者から生活保護の受給証明書を提出させて、生活保護受給者である事実を確認の上、自治法施行令171条の6第4号を適用して履行期限を延長すべきである。</p> <p>その後、生活保護に至った経緯及び生活状況を調査して、債権放棄を検討すべきである。</p>	<p>令和5年1月に管轄市から生活保護の受給証明書を受領した。法的措置により時効を更新したとしても、回収の見込みがないことから債権放棄を予定している。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
2	VI 公益財団法人千葉県下水道公社 7 固定資産の管理について 電話加入権について	電話加入権について、評価減を実施すべき規定は存在しないものの、実態として現在の使用価値はなしいと考えられるため、評価減を実施することが望ましい。	顧問税理士及び公益法人協会の公認会計士に相談を行い、使用していない電話加入権についてのみ評価減を行うこととした。	対応済み

I C Tを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
3	5 公有財産管理システム ① 委託費の設計について	維持管理委託業務に係る委託費の設計に当たっては、前例踏襲的に前年度と同額とするのではなく、過年度の実績等を勘案して毎年度条件を見直した上で設計額を積算し、経済性の追求に努めるよう要望する。 ただし、公有財産管理システムは令和4年9月末で廃止されており、監査報告書提出日現在において、資産経営課が所管することはできない。 したがって、本意見は、今後、資産経営課が所管するシステムが導入された際の事務の参考にするこことや、他課において同様の事例があった場合の改善のための指針の一つとして考慮することを期待して記載するものである。	今後、類似業務が発生した際は、過年度の実績等を勘案し、毎年度条件を見直した上で設計額を積算し、経済性の追求に努める。	対応済み
4	5 公有財産管理システム ② 維持管理委託契約の契約期間について	システムの維持管理委託業務については、契約事務の合理化の観点から長期継続契約の導入を検討するよう要望する。 ただし、公有財産管理システムは令和4年9月末で廃止されており、監査報告書提出日現在において、資産経営課が所管することはできない。 したがって、本意見は、今後、資産経営課が所管するシステムが導入された際の事務の参考にするこことや、他課において同様の事例があった場合の改善のための指針の一つとして考慮することを期待して記載するものである。	今後、類似業務が発生した際は、長期継続契約の導入など、契約事務の合理化を検討する。	対応済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
5	公有財産管理システム ③ 受託業者のデータ管理に係るモニタリングについて	<p>外部委託事業者に対して作成を求めているデータ管理簿については、任意のタイミンングで外部委託事業者に提出を求め閲覧することを要望する。</p> <p>ただし、公有財産管理システムは令和4年9月末で廃止されており、監査報告書提出日現在において、資産経営課が所管するシステムはないため、資産経営課に措置を求めるとはできない。</p> <p>したがって、本意見は、今後、資産経営課が所管するシステムが導入された際の事務の参考にするこことや、他課において同様の事例があった場合の改善のための指針の一つとして考慮することを期待して記載するものである。</p>	<p>今後、類似業務が発生した際は、データ管理簿についても適宜提出させ、作成状況の確認を行う。</p>	対応済み
6	公有財産管理システム ④ 公有財産管理システムの運用上の人為的ミスの管理について	<p>公有財産管理システムに登録されているデータについては、全体的・概括的なレビューや分析的な手法によってデータの異常性の有無を定期的に確認し、異常性に気づいた場合には適時に当該財産の所管課に照会するという手続を実施するよう要望する。</p> <p>ただし、公有財産管理システムは令和4年9月末で廃止されており、監査報告書提出日現在において、資産経営課が所管するシステムはないため、資産経営課に措置を求めるとはできない。</p> <p>したがって、本意見は、今後、資産経営課が所管するシステムが導入された際の事務の参考にするこことや、他課において同様の事例があった場合の改善のための指針の一つとして考慮することを期待して記載するものである。</p>	<p>令和4年度決算終了後、財産管理システムへ登録されているデータの内容確認を行い、登録内容に疑義があった各所属へ現状確認し必要に応じて修正依頼を行った。また、決算処理期間に関わらず、登録データに疑問が生じた場合は、随時所属へ財産の状況を確認したうえで、適正な登録を指示している。</p>	対応済み



ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
7	<p>5 公有財産管理システム                      ⑤ 新システム導入検討時における概算経費比較について</p>	<p>システム導入に当たって複数案のコストを比較検討する際には、コストの集計範囲や計算方法等の前提条件を各案の間で厳密に揃えた上で、同じ条件下で試算するよう要望する。</p>	<p>現在は、システムの再開発の予定はないが、再開発時は、複数案のコスト比較の検討の際に、コストの集計範囲や計算方法等の前提条件を各案の間で厳密に揃えるために、システム開発の他、付随する事務委託を含める必要がある場合は、委託項目を合わせるとともに、参考見積りの内容を精査し、比較の際に、同じ条件下で試算するよう努める。</p>	<p>対応済み</p>

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
7	地方税電子申告システム (eLTAX) ① 外部設置・外部接続の申請について	千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワークを利用し、県民の個人情報や行政運営上重要な情報を多数取り扱っており、県民の財産、権利、利益を守り、安全かつ安定した行政サービスを提供するためには、これらの情報や情報システムをあらゆる脅威から防衛することが必要不可欠であることから、千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領に基づき、許可を得た外部設置又は外部接続を変更しようとするときは、「外部設置・外部接続変更申請書」を提出し、事前に許可を得る事務を徹底されたい。	令和4年12月20日に、統括情報セキュリティ責任者へ「外部設置・外部接続変更申請書」を提出し、許可を取得した。	措置済み
8				
9	国税連携システム ① 外部設置・外部接続の申請について	千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワークを利用し、県民の個人情報や行政運営上重要な情報を多数取り扱っており、県民の財産、権利、利益を守り、安全かつ安定した行政サービスを提供するためには、これらの情報や情報システムをあらゆる脅威から防衛することが必要不可欠であることから、千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領に基づき、外部設置又は外部接続しようとするときは、「外部設置・外部接続申請書」を提出し、事前に許可を得る事務を徹底されたい。	令和4年12月20日に、統括情報セキュリティ責任者へ「外部設置・外部接続申請書」を提出し、許可を取得した。	措置済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
10	6 税トータルシステム ① 改修手続のガイドラインについて	情報システムの改修に当たっては、限られた予算を適切に配分し、効率的な投資により高品質でセキュリティの高い情報システムへの改修が求められており、適切な改修を目指すために、各システムの状況に応じて網羅的、かつ具体的に改修プロセスにおける必要な作業実施手順を明示するガイドライン等を作成することを要望する。	適切な改修を行うため、県税事務所等の関係者と協議の上、改修業務を進めていた。 今後は、改修業務を明示的に行うため、ガイドライン等の作成を行う。	対応済み
11	6 税トータルシステム ② 共同利用型サービスの導入について	近年、スマート自治体の実現を目指し、地方自治体の業務システムにおいて、クラウド型システムやサービスの共同利用型システム等の共同利用型サービスの導入に向けた検討が進んでいることから、引き続き、税トータルシステムの最適化を視野に入れた、新技術の活用について研究を継続するよう要望する。	共同利用型サービスの導入などの新技術の活用について、今後も研究を継続していくこととする。	対応済み
12	6 税トータルシステム ③ 外部委託事業者の作業環境について	機密情報保護の観点から、外部委託事業者の作業場所については、税務課の職員の執務室とは別の執務室を設けることが望ましいが、別室を設けることが難しい場合には、他部署の職員が外部委託事業者の画面を見ることがないように、外部委託事業者の作業場所を執務室の壁側や窓際に移動する等、情報漏洩が起きないように管理することを要望する。	外部委託事業者の作業場所について、他部署の職員の動線から画面が見えないよう執務室の壁側に移動するなど具体的な措置を講じ、情報漏洩が起きないように管理していく。	対応済み
13	6 税トータルシステム ④ 情報資産の廃棄ルールについて	情報資産の廃棄については、暗号化消去を行った上で、暗号鍵の破棄を実施し、抹消手続を実施する等、税務課内においてルールを策定することを要望する。	情報資産の廃棄を適切に実施するため、令和5年度中にルールの策定を行う。	対応済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
14	6 税トータルシステム ⑤ ログの検知について	ログは記録するだけでは、情報システムに対する不正行為の検知をすることは困難であり、発生原因の特定も難しく、ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザーIDを特定する機能を具備されたい。	現行システムは複数年契約により運用中であるため仕様の変更はできないが、次期システム調達時には、県としての各種基準の改正動向を注視の上で、特記として付記することとする。	対応済み
15	6 税トータルシステム ⑥ 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントにかかるとなる国際規格の認証（ISO/IEC27001等）又はこれと同等の認証を取得している外部委託事業者を選定することを要望する。	外部委託の際には、随意契約であっても情報セキュリティマネジメントにかかるとなる国際規格の認証（ISO/IEC27001等）又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することとした。	対応済み
16	7 地方税電子申告システム（eLTAX） ② 改修手順のガイドラインについて	情報システムの改修に当たっては、限られた予算を適切に配分し、効率的な投資により高品質でセキュリティの高い情報システムへの改修が求められており、適切な改修を目指すために、各システムの状況に応じて網羅的、かつ具体的に改修プロセスにおける必要な作業実施手順を明示するガイドライン等を作成することを要望する。	適切な改修を行うため、県税事務所等の関係者と協議の上、改修業務を進めていた。 今後は、改修業務を明示的に行うため、ガイドライン等の作成を行う。	対応済み
17	8 自動車税登録情報提供システム ① 外部委託事業者の選定基準について	千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワークを利用し、県民の個人情報や行政運営上重要な情報等を多数取り扱っており、県民の財産、権利、利益を守り、安全かつ安定した行政サービスを提供するためには、これらの情報や情報システムをあらゆる脅威から防衛することが必要不可欠であることから、千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領に基づき、外部委託事業者を利用するときは、情報セキュリティ対策が確保されていること、透明性の高い契約事務を行うよう要望する。	外部委託事業者を利用するときは、情報セキュリティ対策が確保されていることの確認状況について具体的に記述することとした。	対応済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
18	9 国税連携システムの改修連続のガイドラインについて ② 改修連続のガイドラインについて	情報システムの改修に当たっては、限られた予算を適切に配分し、効率的な投資により高品質でセキュリテイの高い情報システムへの改修が求められており、適切な改修を目指すために、各システムの状況に応じた網羅的、かつ具体的に改修プロセスにおける必要な作業実施手順を明示するガイドライン等を作成することを要する。	適切な改修を行うため、県税事務所等の関係者と協議の上、改修業務を進めていた。 今後は、改修業務を明示的に行うため、ガイドライン等の作成を行う。	対応済み
19	10 軽油引取税流通情報管理システム ① 外部委託事業者の選定基準について	千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワークを利用し、県民の個人情報や行政運営上重要な情報等を多数取り扱っており、県民の財産、権利、利益を守り、安全かつ安定した行政サービスの提供するためには、これらの情報や情報システムをあらゆる脅威から防御することが必要不可欠であることから、千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領に基づき、外部委託事業者を利用するときは、情報セキュリティ対策が確保されていること、透明性の高い契約事務を行うよう要望する。	外部委託事業者を利用するときは、情報セキュリティ対策が確保されていることの確認状況について具体的に記述することとした。	対応済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
20	2.2 統合型GIS「ちば情報マップ」 ③ 外部設置・外部接続の申請について	千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワーク等を利用し、県民の個人情報や行政運営上重要な情報を多数取り扱っており、県民の財産、権利、利益を守り、安全かつ安定した行政サービスを継続して提供するためには、これらの情報や情報システムをあらゆる脅威から防御することが必要不可欠であることから、千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領に基づき、事業者のサーバーを利用するときは、「外部設置・外部接続申請書」を提出し、事前に許可を得る事務を徹底されたい。なお、当指摘事項について、令和4年度時点において、当システムの所管がデジタル推進課となつた結果、申請書を提出するように変更されており、指摘内容が措置されていることを確認した。	令和4年4月1日に、統括情報セキュリティ責任者へ「外部設置・外部接続申請書」を提出し、許可を得るとともに、手続きの周知徹底を図った。	措置済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
21	1 4 ちば電子調達システム ① ログ管理について	県所管課においても、各種ログの取得等、保存、点検を自ら実施し、外部委託事業者の監視を強化するよう要望する。	外部委託事業者に対し、ログの提出及びアクセス件数・監視状況の報告を求めるとともに、提出されたログの確認を自らも行うことにより、外部委託事業者の監視を強化することとした。	対応済み
22	1 4 ちば電子調達システム ② 情報資産の廃棄について	県所管課においては、情報資産の廃棄が適切になされるよう、廃棄のための具体的な実施のための手順書を策定することを要望する。	当該システムはクラウドサービスであり、事業者が契約に基づき、当該システムに廃棄計画を提出の上、情報資産の廃棄を行うこととなっている。事業者から提出された廃棄計画について、システム担当者が確認すべき具体的な着眼点等を記載した手順書を策定、システム担当者に周知し廃棄時期が到来した際に適切に事務処理が行えるよう備えることとした。	対応済み
23	2 2 統合型GIS「ちば情報マップ」 ① ログ管理について	県所管課においても、各種ログの取得等、保存、点検を自ら実施し、外部委託事業者の監視を強化するよう要望する。	ログの出力を実施し確認を行うことにより、外部委託事業者の監視を強化した。	対応済み
24	2 2 統合型GIS「ちば情報マップ」 ② 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	外部委託事業者が国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を満たしているかについて、定期的に確認することを要望する。	意見を受け、認証を満たすことにつき確認を実施した。今後も国際規格の認証等の有効期限に留意し、その更新状況について定期的に確認することとした。	対応済み
25	2 2 統合型GIS「ちば情報マップ」 ④ 情報資産の廃棄について	県所管課においては、情報資産の廃棄が適切になされるよう、廃棄のための具体的な実施のための手順書を策定することを要望する。	当該システムはクラウドサービスであり、事業者が契約に基づき、当該システムに廃棄計画を提出の上、情報資産の廃棄を行うこととなっている。事業者から提出された廃棄計画について、システム担当者が確認すべき具体的な着眼点等を記載した手順書を策定、システム担当者に周知し廃棄時期が到来した際に適切に事務処理が行えるよう備えることとした。	対応済み

## ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
26	25 ちば電子申請・届出システム ① ログの確認について	県所管課においても、各種ログの取得等、保存、点検を自ら実施し、外部委託事業者の監視を強化するよう要望する。	ログの出力を実施し確認を行うことにより、外部委託事業者の監視を強化した。	対応済み
27	25 ちば電子申請・届出システム ② 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	外部委託事業者が情報セキュリティマネジメントにかかると同等の国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれに確認することを要望する。	意見を受け、認証を満たすことにつき確認を実施した。今後も国際規格の認証等の有効期限に留意し、その更新状況について定期的に確認することとした。	対応済み
28	25 ちば電子申請・届出システム ③ 情報資産の廃棄について	県所管課においては、情報資産の廃棄が適切になされるよう、廃棄のための具体的な実施のための手順書を策定することを要望する。	当該システムはクラウドサービスであり、事業者が契約に基づき、当該廃棄計画を提出の上、情報資産の廃棄を行うこととなっている。事業者から提出された廃棄計画について、システム担当者が確認すべき具体的な着眼点等を記載した手順書を策定、システム担当者に周知し廃棄時期が到来した際に適切に事務処理が行えるよう備えることとした。	対応済み



ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
2	<p>企業局の財務情報システムに係る全般統制の監査結果について（総合財務会計システム及び財務情報システム）</p> <p>③ 情報システム管理台帳の更新について</p>	<p>原課が、情報システム現況報告書により、情報システム管理台帳のデータを作成しているが、そのデータが査定後の予算額と一致していることの確認は原課が行うこととされている。</p> <p>しかしながら、予算のデータは財務情報システムで処理されていることから、そのデータと連携することでは登録情報の正確性が増すものと考えられる。現在のシステムでは、査定後の予算がICTに關係するものか否かの情報を持っていないため、データ連携はできていないが、データ連携することにより、機能性が向上し、DXの趣旨にもかなうこととあり、機能性を追加することを検討された。</p> <p>また、当課は、情報システム管理台帳のデータ更新が適切になされたことを保証するため、デジタル推進課はデータ更新後に原課にその旨を伝え、原課において、それを受けてデジタル推進課へ提出した補正予算額が、情報システム管理台帳に反映されたかどうかの確認を行うよう要望する。</p>	<p>財務情報システムにより各システム個別の予算額を把握することおろ、データ連携が、情報システム管理台帳に登録されている情報の正確性を保つため、ローコード開発ツールを用いて、情報システム現況報告書のデータを当該管理台帳に直ちに反映させる仕組みを導入した。</p> <p>今後は、予算確定後にも予算額等の更新をすようにデジタル推進課から原課に対して確認・修正を依頼するとともに、修正が反映されているかについて原課とデジタル推進課の双方で確認する体制とする。（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課）</p>	<p>情報システム現況報告書を修正したタイミングで確認を行うこととした。（企業局経理課）</p> <p>対応済み</p>

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
30	<p>基幹情報システムとしての財務情報システムに係る全般的統制の監査結果について</p> <p>① 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について</p>	<p>随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントにかかると同等の国際規格の認証（ISO/IEC27001等）又はこれと同等の認証等を取付している外部委託事業者を選定することを要望する。</p>	<p>外部委託の際には、随意契約であっても情報セキュリティマネジメントにかかると同等の国際規格の認証（ISO/IEC27001等）又はこれと同等の認証等を取付している外部委託事業者を選定することとした。</p>	対応済み
31	<p>基幹情報システムとしての財務情報システムに係る全般的統制の監査結果について</p> <p>② ログ管理について</p>	<p>特殊権限ユーザの不正な使用の有無を監視するために、監視ツールを導入する等の防止策を検討することを要望する。</p>	<p>現在は、特殊権限ユーザの使用について、作業計画書で事前に届け出る運用としているが、この対応に加え、次回機器更新時に、監視ツールを導入するなどの対応をしていくこととした。</p>	対応済み
32	<p>基幹情報システムとしての財務情報システムに係る全般的統制の監査結果について</p> <p>③ 改修手続のガイドラインについて</p>	<p>情報システムの改修に当たっては、限られた予算を適切に配分し、効率的な投資により高品質でセキュリティの高い情報システムへの改修が求められており、適切な改修を目指すために、各システムの状態に応じて網羅的、かつ具体的に改修プロセスにおける必要な作業実施手順を明示するガイドライン等を作成することを要望する。</p>	<p>現在は、改修にあたり、案件選定や関係課の意思決定は「仕様変更検討会」（年3回）で実施しており、「財務情報システムの仕様変更に関する選定手順」により定めている。 また、改修プロセスについては、令和4年度から財務情報システム運用保守業務委託の業務実施計画にて定めているので、これらの取組を継続していく。</p>	対応済み
33	<p>全庁情報ネットワーク業務用パソコン情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について</p>	<p>外部委託事業者の品質確保の観点から、情報セキュリティマネジメントにかかると同等の国際規格の認証等の書類を定期的に入手し、確認することを要望する。</p>	<p>現在契約中の外部委託事業者の情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等の書類を入手して確認済みであり、今後も国際規格の認証等の有効期限に留意し、その更新状況について定期的に入手して確認することとした。</p>	対応済み



ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
39	16 外部ネットワーク接続機器 ① 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントにかかると同等の国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することを要望する。	外部委託の際には、随意契約であっても情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することとした。	対応済み
40	16 外部ネットワーク接続機器 ② ログの検知について	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザIDを特定する機能の具備を検討することを要望する。	本システムにおいては、不正なウェブサイトを閲覧しようとしてブロックされたユーザなどについて統計的に管理している。これらのユーザ情報は月次定例会の報告事項になっており、定期的な監視を実施している。 今後は、必要に応じて職員が直接ログを確認することとする。	対応済み
41	17 モバイル端末接続用機器 ① 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	外部委託事業者の品質確保の観点から、情報セキュリティマネジメントにかかると同等の国際規格の認証等の書類を定期的に入手し、確認することを要望する。	現在契約中の外部委託事業者の情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等の書類を入手して確認済みであり、今後も国際規格の認証等の有効期限内に留意し、その更新状況について定期的に入手して確認することとした。	対応済み
42	18 千葉県全庁情報ネットワーク ① 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	外部委託事業者の品質確保の観点から、情報セキュリティマネジメントにかかると同等の国際規格の認証等の書類を定期的に入手し、確認することを要望する。	現在契約中の外部委託事業者の情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等の書類を入手して確認済みであり、今後も国際規格の認証等の有効期限内に留意し、その更新状況について定期的に入手して確認することとした。	対応済み
43	19 千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 ① 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	外部委託事業者が情報セキュリティマネジメントにかかると同等の国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を満たしているかについて、定期的に確認することを要望する。	現在契約中の外部委託事業者の情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等の書類は調達時に確認済みであり、今後も国際規格の認証等の有効期限内に留意し、その更新状況について定期的に入手して確認することとした。	対応済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
44	19 千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 ② ログの検知について	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザIDを特定する機能の具備を検討することを要望する。	本システムでは、システムを構成する各機器のログを統合的に分析し、不正通信を検知するSIEMを実装しており、定期的な監視を実施している。 今後は、必要に応じて職員が直接ログを確認することとする。	対応済み
45	20 総合文書管理システム ① 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することを要望する。	外部委託の際には、随意契約であっても情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することとした。	対応済み
46	20 総合文書管理システム ② ログの検知について	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザIDを特定する機能の具備を検討することを要望する。	ログにより不正の可能性の記録は行っていた。 今後は、定期報告等でログ点検結果の確認や、必要に応じて職員が直接ログを確認することとする。	対応済み
47	21 自治体中間サーバー ① 外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱う場合）に係る規程の整備について	情報システム課においては、デジタル推進課にて作成された規程を基に、外部サービスの利用について、検討することを要望する。	千葉県情報セキュリティに関する事務取扱要領が改正され、外部サービスの利用に関する事務が規定されたため、係る規定に基づき検討を行う。	対応済み
48	23 団体内統合利用番号連携サーバー ① 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することを要望する。	外部委託の際には、随意契約であっても情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することとした。	対応済み

## ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
49	2 3 団体内統合利用番号連携サーバー ② ログの検知について	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザIDを特定する機能の具備を検討することを要望する。	システム運用業者から、月次報告でログ点検結果を確認していた。今後は、必要に応じて職員が直接ログを確認することとする。	対応済み
50	2 4 県庁内ポータルシステム ① 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントにかかるとともに、国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することを要望する。	外部委託の際には、随意契約であっても情報セキュリティマネジメントにかかるとともに、国際規格の認証(ISO/IEC27001等)又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することとした。	対応済み
51	2 4 県庁内ポータルシステム ② ログの検知について	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザIDを特定する機能の具備を検討することを要望する。	管理者権限を持つ職員が、ユーザのログインや操作状況を必要に応じて確認しているため、今後はそれらを継続して定期的の実施していくこととする。	対応済み

I C Tを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
52	<p>インターネットに接続している情報システムのリスク統制（情報漏洩防止体制）について（千葉県ホームページ管理システム）</p> <p>① ログの検知について</p>	<p>ログの監視において報告すべき事項を明確にすることは、個人の能力や判断に依存せず、一定水準の業務を行う仕組み作りに役立つ。</p> <p>県としてログの監視における要求水準を明確にし、報告すべき異常を定義することを要望する。</p>	<p>本システムは複数年契約により運用中であるため、要求水準（仕様）の変更は出来ないが、システム管理者（報道広報課）の知見を基に監視を定期的の実施している。</p> <p>次期システム調達時には、県としての各種基準の改正動向を注視の上で、特記として付記することとした。</p>	<p>対応済み</p>

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
53	4 エンドユーザーザコンピュ ティングに係るリスク統制に ついて ① データの保管について	第1に、バックアップデータとして保有すべき内 容を規定したうえで、USBメモリのような管理の難 しい外部メディアではなく、磁気テープなどの管理 のしやすい外部メディアへのバックアップの対応を 取るよう要望する。 第2に、ファイル共有システムに業務上必要な容 量を割当てられる必要がある。統計課として前述の ような運用を行う理由は、統計課に割り当てられた ファイル共有システムの容量に限りがあるためであ るから、統計課に割り当てられるファイル共有シス テムの容量の見直しを要望する。 第3に、業務で不要となったデータは、速やかに 電磁的記録媒体から削除することとされていること （千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取 扱要領3.3(4)）及び令和3年度にこれらのUSBメモ リに使用実績がないことに照らして、USBメモリ内 に情報を保存する必要性の検討を要望する。	データのバックアップについては、所属サーバ等の外部メディアから ファイル共有システムへ移行するよう課内の運用を変更した。 また、ファイル共有システムの容量については、情報システム担当部 局と調整を図り、業務上必要な容量となるよう増量を図った。 更に、USBメモリはデータのバックアップ用として使用しないよう課 内の運用を変更した。	対応済み
54	4 エンドユーザーザコンピュ ティングに係るリスク統制に ついて ② USBメモリの保有本数に ついて	USBメモリにも寿命があるとともに、未使用で放 置すると故障するリスクが高まるため、使用実績に 照らして、USBメモリの保有本数の妥当性の検討を 要望する。	使用するUSBメモリを必要最小限とし、使用見込みのないものは廃棄 処分することとした。	対応済み



ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
55	<p>27 防災情報システムの ① パスワードの取扱いにつ いて</p>	<p>結果（指摘）の内容 千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワーク等を利用し、行政運営上重要な情報等を多数取り扱っており、県民の財産、権利、利益を守り、安全かつ安定した行政サービスを継続して提供する責めには、これらからの情報や情報システムをあらゆる脅威から防御することが必要不可欠であることから、千葉県情報セキュリティ対策基準及び情報システムライフサイクルガイドラインに基づき、防災情報システムの共有IDに係る共有パスワードの流出したおそれがある場合等、必要に応じてパスワードの変更の取扱いの事務を徹底されたい。</p>	<p>措置状況等 令和5年4月1日にシステムの共有IDに係る共有パスワードを変更した。今後、必要に応じてパスワードの変更を行う。</p>	措置済み
56	<p>28 震度情報ネットワーク システム ① 情報セキュリティマネジ メントに係る国際規格の認証 等について</p>	<p>結果（指摘）の内容 令和3年4月1日に締結した千葉県震度情報ネットワークシステム機器等賃貸借についての競争入札により選定された外部委託事業者（NTTファイナンス株式会社）は、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証（ISO/IEC27001等）を保持していることが、結果的には確認された。 しかしながら、仮に、認証取得していない事業者の場合、情報セキュリティ対策が確保されていることを別途確認しなければならず、評価に時間と費用が掛かる。また、情報セキュリティが確保されていなかっただけでなく、情報漏洩や外部からの攻撃を許してしまう可能性が生じ、県庁システムへの信頼性を損なうことにつながるリスクが生じる。 したがって、外部委託事業者の選定においては、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証（IOS/IEC27001等）又はこれと同等の認証を取得している等、情報セキュリティ対策が確保されているものとし、競争入札による場合は、参加資格要件として指定することを要望する。</p>	<p>措置状況等 次期調達時は、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証（ISO/IEC27001等）又はこれと同等の認証を取得している等、情報セキュリティ対策が確保されていることを入札参加の要件として指定することとした。</p>	措置済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
57	26 千葉県防災行政無線システム ① 情報システム現況報告書の取扱いについて（意見3件） ア 情報システム現況報告書と情報システム管理台帳の整合性について	千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワークを利用し、行政運営上重要な情報等を多数取り扱っており、このような情報システムの最適化の実現に、情報システム管理台帳は基礎資料としての重要な役割を担っている。 したがって、当該管理台帳を整備に必要な情報システム現況報告書に記載の予算については、比較可能性の観点からも正当な理由がある場合を除き継続して同じ費目や内容を使用し、最終的には査定後の予算に補正して報告する等の事務を徹底させたい。	過去の誤った報告について、デジタル推進課に訂正の報告を行った。今後の報告については、費目や内容に留意し適切に報告を行うものとする。	対応済み
58	26 千葉県防災行政無線システム ① 情報システム現況報告書の取扱いについて（意見3件） イ 情報システム現況報告書で報告する情報システムの網羅性について	千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワークを利用し、行政運営上重要な情報等を多数取り扱っており、このような情報システムの最適化の実現に、情報システム管理台帳は基礎資料として重要な役割を担っている。仮に情報システム現況報告書に記載された情報システムの報告に網羅性がない場合、適切な情報システム管理台帳の作成も不可能になる。 したがって、情報システム管理台帳の報告対象については十分にデジタル推進課と協議の上、情報システム管理台帳を作成・提出する事務を徹底された	過去の報告において、漏れていた契約を追加し、訂正した報告書をデジタル推進課に提出した。今後の報告にあたっては、報告対象に疑義があればデジタル推進課に協議するものとする。	対応済み

## ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
59	26 千葉県防災行政無線システム ① 情報システム現況報告書の取扱いについて（意見3件） ウ 情報システム現況報告書のシステム概要の記載内容の正確性について	千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワーク等を利用し、行政運営上重要な情報等を多数取り扱っており、このような情報システムの最適化の実現に、情報システム管理台帳は基礎資料としての重要な役割を担っている。 したがって、当該管理台帳を整備に必要な情報システム現況報告書に記載のシステム概要等について、誤った記載や、過去の事実を毎年異なる形式での記載方法で報告する等の事務を改め、適切な記載での報告を徹底されたい。	過去の誤った報告について、デジタル推進課に訂正の報告を行った。今後の報告にあたっては、過去の記載との整合性に留意しながら、正確な報告を徹底するものとする。	対応済み
60	27 防災情報システム ② 情報システム自己評価の取扱いについて	千葉県では、多くの業務で情報システムやネットワーク等を利用し、行政運営上重要な情報を守り、安全かつ安定した行政サービスを継続して提供するためには、これらの情報や情報システムをあらゆる脅威から防衛することが必要不可欠であることから、情報システム自己評価を実施要領に基づき、防災情報システム自己評価の取扱いの事務を徹底することを要望する。	今後、システムの自己評価にあたっては、情報システム自己評価実施要領に基づき適切に評価を行うものとする。	対応済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
61	<p>29 臨時医療施設電子カルテシステム</p> <p>① パスワードの設定方法について</p>	<p>パスワードの有効性は、どのような運用方法をとれば高まるかについては、様々な考え方が提案されているため、統一的な運用方法を決定しにくい面があるが、文字数8桁に長く、想像しにくいものかどうかは議論の分かれるところである。しかしながら、パスワードを2か月経過後には変更が強制されることは、ユーザが記憶することが困難になり、紙に記載する等漏洩のリスクが高まることは多くの賛同を得ているところであり、少なくとも、2か月経過後にはパスワードの変更が強制される方法は削除されたい。</p>	<p>パスワードの変更方法について、運用の見直しを検討したが、令和5年3月末をもって仁戸名臨時医療施設が廃止となったため、見直しは不要となった。</p>	措置済み

## ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
62	30 千葉県広域災害・救急医療情報システム（ちば救急医療ネットワーク） ① 情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証等について	外部委託事業者が、情報セキュリティ対策を確保し、継続して運用しているかを確認することはある程度、継続して運用しているかを確認する必要がある。この困難な確認作業を第三者が実施し、その結果を表明しているのが情報セキュリティマネジメントにかかると国際規格の認証等であり、外部委託事業者がこの認証を得ていることは、情報セキュリティ対策が確保され、継続して運用されていることと心証を得ることであり、省略すべきでなく、改善された点がある。	次期調達時は、情報セキュリティ対策が確保されていることと同等の認証を取得している等、情報セキュリティ対策が確保されていることを入札参加の要件として指定することとした。	対応済み
63	31 医療情報提供システム（ちば医療なび） ① 情報システムの統合について	「ちば医療なび」と「ちば救急医療ネットワーク」はデータ連携、ないしは、システム統合の可能性があり、業務の効率化の観点からも検討することは重要であると認識していることから、両システムの統合について検討することを要望する。	国の主導により、「ちば医療なび」（各自治体が個別に運用している）の閲覧システムについては、全て全国統一システムに統合されることとなる。そのため、全国統一システムへの統合により、「ちば医療なび」の運用は終了する予定である。 なお、全国統一システムと「ちば救急医療ネットワーク」との連携等については、全国統一システムの機能等を考慮した上で、検討していくこととしたい。	対応済み

I C Tを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
64	企業局の財務情報システムに係る全般統制の監査結果について（総合財務会計システム及び財務情報システム） ① バックアップデータの保管について	総合財務会計システムは「総合財務会計システム運用管理要領」に従い運用されたい。「総合財務会計システム運用管理要領」の見直しが行われていないかつ場合によっては、当システムの安定的な運用にとって適切な規定に見直されたい。	要領の見直しを実施し、バックアップデータの保管期間を3か月から1か月に改めた要領を、令和5年1月4日に施行した。	措置済み

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
65	2 企業局の財務情報システムに係る全般統制の監査結果について（総合財務会計システム及び財務情報システム） ② パスワードの運用に関する規程の見直しについて	千葉県では現在、パスワードの運用について定期的な変更を求めている。総務省も、十分に複雑で使い回しのないパスワードを設定していれば、流出の事実がない限りパスワードを変更する必要はないとしていることからすれば、一定の要件を満たしたパスワードであれば必ずしも定期的な変更は必要ないが、有効かつ効率的なパスワード運用のため、千葉県のパスワード管理運用方針との整合性も考慮し、総務省のパスワード管理運用システム運用管理要領を見直すことを要望する。	要領の見直しを実施し、パスワードを変更する運用を取りやめ、十分に複雑なパスワードを設定する運用に改めた要領を、令和5年1月4日に施行した。	対応済み